

労働省令第 号

行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）第三條の規定
に基き、労働省職員定数規程を次のように定める。

昭和二十四年 月 日

労働大臣 鈴木 正文

労働省職員定数規程

労働省に置かれる職員の内外部局、附属機関、地方支分部局及び各
外局別の定数は、労働事務官、労働技官、労働基準監督官及びその他
の職員を通じて左に掲げる通りとする。
本省

区	分	定	備	考
	大臣官房	五三一	うち七人は、国立国会図書館支部労働省図書館の定数とする。 うち二六二人は、労働統計調査部の定数とする。	

区	分	定	備	考
内	内部部局	一〇七		
	労働基準局	二七八		
	婦人少年局	一七四		
	職業安全局	二八一		
計		一、三七一		
附	附属機関	四四		
	産業安全研究所	四四		
地	都道府県労働基準局	三、四一七	各都道府県労働基準局を通じての定数とする。	
	労働基準監督署	四、八九八	各労働基準監督署を通じての定数とする。	
	公共職業安定所	一〇、〇九二	各公共職業安定所を通じての定数とする。	
計		一八、四六六		
合	計	一九、八二二		

区	分	定	備	考
外	局			
中	央労働委員会	九九		

公共企業体仲表委員会	一九人
國有鉄道中央調停委員会	一五人
専売公社中央調停委員会	一一人
國有鉄道地方調停委員会	六三人 <small>各國有鉄道地方調停委員会を通じての定数とする。</small>
専売公社地方調停委員会	四五人 <small>各専売公社地方調停委員会を通じての定数とする。</small>
合計	二五二人

- 2 前項に掲げる職員の外、別に労働省令で定める日から、公共職業安定所に、五十九人以内の職員を置くことができる。
- 3 各都道府県労働基準局、各國有鉄道地方調停委員会及び各専売公社地方調停委員会別の職員の定数は、第一項に規定する当該地方支分部局及び外局別の定数の範囲内において、労働大臣が別に定める。
- 4 各都道府県労働基準局の管轄区域内における労働基準監督署を通じての職員の定数は、第一項に規定する定数の範囲内において労働大臣が別に定める。各労働基準監督署別の定数は、労働省労働基準局長の承認を得て、当該都道府県労働基準局長が別に定める。

5 公共職業安定所別の職員の定数は、第一項及び第二項に規定する定数の範囲内において労働省令で定める。労働大臣が別に定める。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十四年六月一日から適用する。
- 2 内部部局、附属機関、地方支分部局又は各外局において、この省令で定める定数を超える員数の職員は、昭和二十四年九月三十日までの間は、その定数の外に置くことができる。
- 3 公共職業安定所に置かれる官吏の定員に関する件（昭和二十三年労働省令第十八号）及び労働省に置かれる雇員等の定員に関する件（昭和二十三年労働省令第十九号）は、廃止する。